

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦屋市は、児童手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

芦屋市長

公表日

令和8年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等にあたっては、所得要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。</p> <p>また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>上記事務の届出書類および添付書類については、窓口や郵送での受け入れ以外に子育てワンストップサービスにおけるサービス検索・電子申請機能により受領する。</p> <p>また、住民への通知は郵送以外にマイナポータルのお知らせ機能で通知する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 児童手当システム 団体内統合利用番号連携サーバ 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 電子申請管理システム 次期児童手当システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童手当給付ファイル (2)口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項・別表の81の項、135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第74条 ・別表省令第44条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(令和3年法律第38号)第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表及び第162条 (表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161の項)及び160の項</p> <p>(表における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」が含まれる項(106、107の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども福祉部 こども家庭室 こども政策課 こども支援係
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部 総務室 総務課 文書統計係 電話:0797-38-2010
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 こども福祉部 こども家庭室 こども政策課 こども支援係 電話:0797-38-2045 フax:0797-38-2190
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1万人以上10万人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

〔 基礎項目評価書 〕	<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
-------------	---

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。マイナンバーのデータが入力されているシステムには、登録されたものののみ閲覧・更新等が可能であり、紛失や誤廃棄などの人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査			
実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 自己点検	<input checked="" type="radio"/> 内部監査	<input type="radio"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[全項目評価又は重点項目評価を実施する]	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	アクセス権限の発効・失効の管理を行い、権限のあるものについては、ユーザ認証の管理を行っている。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5.①	こども・健康部 子育て推進課	こども・健康部 子育て推進課 こども係	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5.②	茶嶋 奈美	廣瀬 香	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 1.②	<p>芦屋市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等にあたっては、所得要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。</p> <p>また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。</p>	<p>芦屋市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等にあたっては、所得要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。</p> <p>また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、芦屋市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 4.②	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項)</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第19条第1号力第2号第3号第4号第5号、第44条第1号力第2号第3号第4号第5号</p> <p>※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項)</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) :第40条</p> <p>※別表第二の75の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p>	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 4.②	<p>芦屋市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等にあたっては、所得要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。</p> <p>また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、芦屋市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>芦屋市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>住民からの児童手当認定請求書等の届出(電子申請含む)により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等にあたっては、所得要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。</p> <p>また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、芦屋市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 1~9	(様式変更のため追加)		事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5.②	廣瀬 香	課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 3	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第44条</p>	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4.②	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第19条第1号カ力第2号第3号第4号第5号、第44条第1号カ力第2号第3号第4号第5号 ※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第40条 ※別表第二の75の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87、106の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第19条、第44条、第53条 ※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第40条、第40条の2</p>	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 1.②	<p>芦屋市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>住民からの児童手当認定請求書等の届出(電子申請含む)により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等にあたっては、所得要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。</p> <p>また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、芦屋市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>		事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 5.①	こども・健康部 子育て推進課 こども係	こども・健康部 子育て政策課 こども係	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 8	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 こども・健康部 子育て推進課 こども係 電話:0797-38-2045 フax:0797-38-2190	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 こども・健康部 子育て政策課 こども係 電話:0797-38-2045 フax:0797-38-2190	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月17日	I 関連情報 1.②	<p>児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>児童手当認定請求書等の届出に基づき、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等のうち、所得要件等を満たす者に対して、児童手当を支給する。また、毎年所得状況等を確認し、継続認定の可否を判定する。</p> <p>各情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報ネットワーキングシステムに接続された端末を介し、情報照会を行う。また、情報提供に必要な情報を副本として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>児童手当法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等にあたっては、所得要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワーキングシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>上記事務の届出書類および添付書類については、窓口や郵送での受け入れ以外に子育てワンストップサービスにおけるサービス検索・電子申請機能により受領する。また、住民への通知は郵送以外にマイナポータルのお知らせ機能で通知する。</p>	事前	
令和5年3月17日	I 関連情報 1.③	1. 児童手当システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 中間サーバー	1. 児童手当システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 電子申請管理システム	事前	
令和5年3月17日	I 関連情報 2	(1)児童手当給付ファイル	(1)児童手当給付ファイル (2)口座情報ファイル	事前	
令和5年3月17日	I 関連情報 3	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第44条</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第44条</p> <p>3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</p>	事前	
令和6年2月19日	I 関連情報 5.①	こども・健康部 子育て政策課 こども係	こども福祉部 こども家庭室 こども政策課 こども支援係	事後	
令和6年2月19日	I 関連情報 7	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部 文書法制課 文書統計係 電話:0797-38-2010	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部 総務室 総務課 文書統計係 電話:0797-38-2010	事後	
令和6年2月19日	I 関連情報 8	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 こども・健康部 子育て政策課 こども係 電話:0797-38-2045 フax:0797-38-2190	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 こども福祉部 こども家庭室 こども政策課 こども支援係 電話:0797-38-2045 フax:0797-38-2190	事後	
令和6年2月19日	II しきい値判断項目 1	平成31年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年2月19日	II しきい値判断項目 2	平成31年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 1.③	1. 児童手当システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 電子申請管理システム	1. 児童手当システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 電子申請管理システム 6. 次期児童手当システム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	I 関連情報 3	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第44条</p> <p>3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の81の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第44条</p> <p>3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</p>	事後	法改正等に伴う改正
令和6年5月27日	I 関連情報 4.②	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87、106の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第19条、第44条、第53条 ※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第40条、第40条の2</p>	<p>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161の項) (表における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」が含まれる項(106、107の項)</p>	事後	法改正等に伴う改正
令和7年6月17日	II しきい値判断項目 1	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月17日	II しきい値判断項目 2	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月17日	IV リスク対策 8	(様式変更のため追加)		事後	
令和7年6月17日	IV リスク対策 11	(様式変更のため追加)		事後	
令和7年12月19日	I 関連情報 3	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の81の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第44条</p> <p>3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の81の項、135の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第74条 ・別表省令第44条</p> <p>3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</p>	事後	
令和7年12月19日	I 関連情報 4.②	<p>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161の項) (表における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」が含まれる項(106、107の項)</p>	<p>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表及び第162条 (表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161の項)及び160の項 (表における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」が含まれる項(106、107の項)</p>	事後	